

平成29年度第3回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）研修実施要項

1 研修の概要

（1）目的

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）の実施の制度化について、都内の居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者（特定の個人）に対して、医師、看護職員との連携の下により安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的として、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）（以下、「特定の者対象研修」という。）を実施します。

（2）実施主体及び研修実施機関

- ・実施主体：東京都福祉保健局（以下「都」という。）
- ・研修実施機関：公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が都より委託を受けて実施します。

（3）研修対象者

以下の①～④の条件を満たす方が対象です。

- ①「表1」の東京都内施設・事業所に所属し、特定の者を対象にたんの吸引等を行う介護職員等であること。
- ②実地研修を行う特定のご利用者がいること。
- ③ご利用者のかかりつけ医等の医師から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認を受けることのできる）介護職員等であること。
- ④実地研修の同意書にご利用者またはそのご家族による署名等が原則できること。

表1 「特定の者対象」研修の対象施設・事業種別

分野	事業形態	事業種別
高齢者	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害者	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 ・障害児施設（医療機関を除く） 等
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

※高齢者分野の短期入所生活介護事業所や介護老人福祉施設等に所属し、不特定多数の利用者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等は、「不特定多数の者対象の研修」を受講してください。

※医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

(4) 研修受講の流れ (詳細については8ページ以降の参考1をご覧ください。)

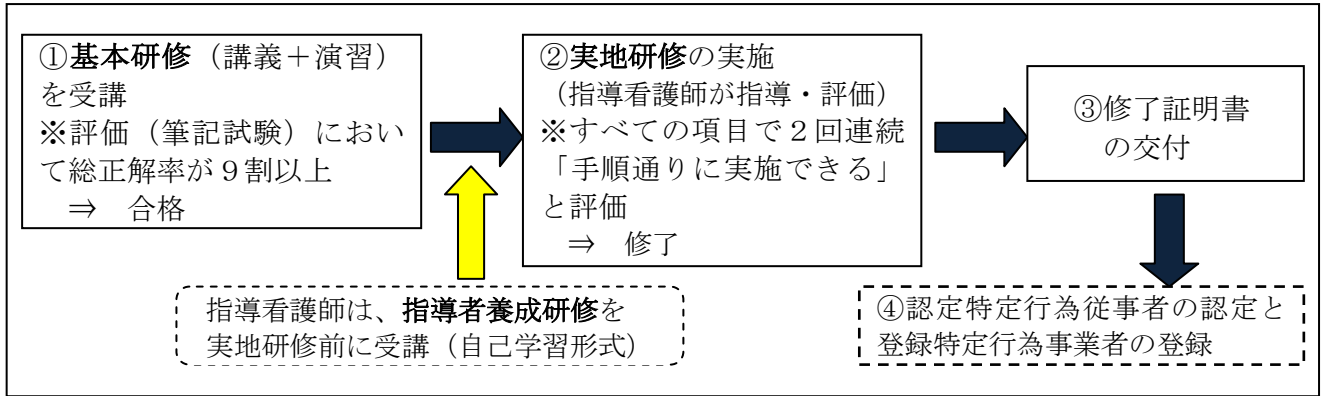


図1 研修の基本的な流れ

① 基本研修

基本研修は、たんの吸引等を実施するために必要な基礎知識について講義及び演習で学びます。

ア 講義 (概論)

障害児・者や高齢者の地域生活を支える法制度等について学びます。

イ 講義 (たんの吸引、経管栄養)

たんの吸引、経管栄養の仕組みや手順等についての基礎知識を学びます。

ウ 演習 (たんの吸引、経管栄養)

講義受講の後に、たんの吸引、経管栄養の実施手順のビデオの視聴等により、実地研修に臨むための基礎力を養成します。

エ 評価 (たんの吸引、経管栄養)

たんの吸引、経管栄養の各講義・演習の終了後、基礎知識が習得できたかどうかを確認するための筆記試験 (各15分程度、択一式) を行います。

筆記試験において総正解率9割以上が合格となり、実地研修へ進むことができます。

② 実地研修

基本研修修了後、施設や利用者の居宅等において、対象の利用者に必要な行為を実施します。

なお、実地研修で指導にあたる看護師等 (以下「指導看護師」という。) は、実地研修開始前に指導者養成研修を受講していただく必要があります (指導者養成研修の詳細は、12ページを参照)。

③ 修了証明書の交付

基本研修と実地研修を修了した方に修了証明書を交付します。交付を受けた方は認定特定行為業務従事者の認定申請を行ってください。(基本研修のみの場合は研修課程修了確認書が交付されます。)

④ 認定特定行為従事者の認定と登録特定行為事業者の登録について

本研修を修了した介護職員等が、特定の者に対してたんの吸引等を実施するためには、都から「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は「登録特定行為事業者」として登録をする必要があります。申請に関する手続きについては、当財団ホームページまたは下記の東京都福祉保健局障害者施策推進部のホームページをご確認ください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuin/index.html>)

2 研修カリキュラム

(1) 基本研修

基本研修カリキュラムは、表2のとおり講義（8時間）、演習（1時間）及び評価（30分）によって構成されており、原則として全てのカリキュラムを受講いただきますが、受講申込者の研修修了状況等により受講する科目が異なります。4ページ「3 受講科目について」をご確認ください。

なお、それぞれの受講科目は受講決定時にお知らせいたします。

表2 基本研修カリキュラム

<1日目>

科目	内容	時間
①概論 (重度障害児・者等の地域生活等に関する講義)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活等 	2 時間
②たんの吸引(講義)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の病状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3 時間
③たんの吸引(演習)	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) 	30 分
④たんの吸引(評価)	筆記試験 (択一式)	15 分

<2日目>

科目	内容	時間
⑤経管栄養(講義)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3 時間
⑥経管栄養(演習)	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻) 	30 分
⑦経管栄養(評価)	筆記試験 (択一式)	15 分

(2) 実地研修

基本研修の評価（筆記試験）で合格した方のみ受講できます。実地研修は、施設や利用者の居宅等で、申請書に記載した特定行為（利用者にとって必要な科目）を実施します。

指導看護師が3段階で評価を行い、すべての項目で2回連続「手順通りに実施できる」と評価されるまで、繰り返し実地研修を行います。

表3 実地研修カリキュラム

	科目	内容
たんの吸引	(1) 口腔内のたんの吸引	指導看護師の評価において、すべての項目で2回連続「手順通りに実施できる」と評価されるまで実施
	(2) 鼻腔内のたんの吸引	
	(3) 気管カニューレ内部のたんの吸引	
経管栄養	(4) 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
	(5) 経鼻経管栄養	

※財団では万が一の事故等のために、実地研修期間において保険に加入しております。

3 受講科目について

(1) 受講科目

3ページ「2 研修カリキュラム」に定められた科目を受講していただきます。なお、基本研修については受講免除者以外、すべてのカリキュラムを受講いただきます。実地研修については、申込書に記載された利用者に必要な行為となります。

※平成24年3月末までに厚生労働省の通知に基づき、たんの吸引等を実施してきた介護職員等（経過措置対象者）が、引き続き同じ利用者に対してたんの吸引を実施する場合、または、平成23年度財団特定の者対象研修及び平成24年度以降に実施された特定の者対象研修（登録研修機関が実施したものを含む）で実地研修まで修了した介護職員等が、引き続き同じ利用者に対して同じ行為を実施する場合については、研修の受講は必要ありません。

⇒ 研修の受講が必要な場合は、参考2（15ページ）のようなケースです。ご確認ください。

(2) 基本研修科目の受講免除

受講者が経過措置対象者である場合やこれまでに特定の者対象研修を修了している場合に、基本研修が受講免除となる科目があります。基本研修の受講免除科目については、表4のとおりです。

受講免除となる科目がある場合は、「受講申込書（様式1-1）」にご記入の上、必要書類（基本研修が修了している旨が確認できる書類）を添付してお申し込みください。

表4 受講免除科目

①受講者が「経過措置対象者」である。
⇒基本研修における「概論」及び「たんの吸引（講義＋演習）」が受講免除。
②受講者が「平成23年度財団特定の者対象研修の修了者」である（基本研修のみの修了者も含む。）。
⇒基本研修における「概論」及び「経管栄養（講義＋演習）」が受講免除。
③受講者が「平成24年度以降の特定の者対象研修の修了者」である（基本研修のみの修了者も含む。）。
⇒基本研修において、修了した科目が受講免除。

※①、②、③のうち、複数に該当する場合があります。

（例：①経過措置対象者でかつ、②23年度財団特定の者対象研修修了者。等）

4 基本研修の日程及び会場

基本研修は2日間で1日程とし、AからDまでの全4日程を設けています。どの日程も同一内容の研修カリキュラムですので、受講申込者のご都合に合う日程を選んでお申し込みください。

ただし、同一日程で希望者が多い場合は調整をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

日程名		基本研修日時		募集定員	会場
1	A日程	1日目	平成30年 1月 6日 (土) オリエンテーション 9:50~10:00 講義・演習等 10:00~16:30 (受付9:30~)	200名	ベルサール新宿 セントラルパーク 利用駅：JR新宿駅等
		2日目	平成30年 1月 7日 (日) オリエンテーション 12:35~12:45 講義・演習等 12:45~16:30 (受付12:15~)		
2	B日程	1日目	平成30年 1月11日 (木) オリエンテーション 9:50~10:00 講義・演習等 10:00~16:30 (受付9:30~)	200名	ベルサール新宿 セントラルパーク 利用駅：JR新宿駅等
		2日目	平成30年 1月12日 (金) オリエンテーション 12:35~12:45 講義・演習等 12:45~16:30 (受付12:15~)		
3	C日程	1日目	平成30年 1月20日 (土) オリエンテーション 9:50~10:00 講義・演習等 10:00~16:30 (受付9:30~)	90名	トヨタドライビング スクール東京 利用駅：JR立川駅等
		2日目	平成30年 1月21日 (日) オリエンテーション 12:35~12:45 講義・演習等 12:45~16:30 (受付12:15~)		
4	D日程	1日目	平成30年 1月25日 (木) オリエンテーション 9:50~10:00 講義・演習等 10:00~16:30 (受付9:30~)	200名	ベルサール新宿 セントラルパーク 利用駅：JR新宿駅等
		2日目	平成30年 1月26日 (金) オリエンテーション 12:35~12:45 講義・演習等 12:45~16:30 (受付12:15~)		

※受講免除科目がある場合でも、「様式1-1 (受講申込書)」の「基本研修受講希望日程」欄には、第1希望から第3希望までの日程を選び、記入してください。受講決定者の受講科目と受講日程については、財団が申込書類を確認し、都が決定の上、受講決定通知でお知らせします。

※終了時間は若干前後することがございますので、あらかじめご了承ください。

5 受講申込

各様式の記入の際には、記入例（様式1～2）等を参考に作成してください。

申込書類が揃っていない場合や書類に不備がある状態では申し込みは受け付けできません。

(1) 必要書類

種別	書類名	留意事項等
提出書類 (省略不可)	①受講推薦書兼受講申込書 (様式1)	事業所単位で推薦・受講申込みをしてください。
	②受講申込書(様式1-1)	介護職員等1人につき1枚提出してください。 ※介護職員等とは、 <u>ご利用者のかかりつけ医等の医師から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された(又は承認を受けることのできる)介護職員等</u> とします。
	③指導看護師の派遣「承諾書」 (様式2) ※1参照	実地研修において指導・評価にご協力いただく指導看護師派遣事業所の承諾を得てください。 承諾書は2通コピーし、コピー1通を事業所で保管、もう1通を指導看護師派遣事業所に渡し、 <u>原本を当財団へ提出してください。</u>
	④通知送付先宛名票	受講の可否についての書類一式をお送りする住所等を記入して提出してください。※返信用封筒は不要です。
基本研修免除関係書類 (該当者のみ)	⑤研修修了証明書の写し(特定の者)又は確認書	◆特定の者対象研修の修了者をご提出ください。 ⇒修了証明書の基本研修項目欄に「 <u>免除</u> 」の記載ではなく、「 <u>概論、たんの吸引」「経管栄養</u> 」等と修了内容が記載されているもの ◆基本研修のみの修了者の方は以下をご提出ください。 ①平成23年度財団特定の者対象研修基本研修修了証明書(平成23年度財団特定の者対象研修受講者) ②研修修了課程確認書(平成24年度以降実施の特定の者対象研修受講者)
	⑥認定特定行為業務従事者認定証(<u>経過措置・特定の者対象</u>)の写し	<u>経過措置対象者</u> (平成23年度までに、厚生労働省の通知に基づき、在宅でたんの吸引が必要な利用者にケアを実施した方)は、 <u>認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)</u> の写しを提出してください。
	⑦重度訪問介護従事者養成研修(<u>統合課程</u>)修了証明書の写し	重度訪問介護従事者養成研修(<u>統合課程</u>)の修了者の方は、修了証明書の写しを提出してください。 ※当該研修の基本課程・追加課程の修了者については、基本研修の受講免除の対象ではありません。

※1 指導看護師の派遣について連携する訪問看護事業所の承諾を得られない場合は、主治医や自施設・介護事業所等の看護師等による指導・評価も可能です。ただし、施設系サービスにおいて、自施設に所属している看護師等が指導看護師として指導・評価を実施する場合は、謝金の対象外となります。

注意 ご利用者又はそのご家族による同意書の署名等が出来ない場合は、原則お申し込みができません。事前にご相談ください。

(2) 書類の送付方法及び送付先

① 送付方法

「5 受講申込(1) 申込必要書類」の①から⑦までの書類のうち、申し込みに必要な書類及び別添「提出書類一覧表」を同封し、郵送でご提出ください(封書の左端に「研修申込み」と朱書する、または本研修申込用の「申込用宛先票」を使用してください)。

なお、FAXやメール等による提出は受け付けておりません。

② 送付先 ※「申込用宛先票」をご利用ください。

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室 たんの吸引担当 宛

平成29年度第3回(特定)研修申込書 在中

(3) 提出期限

平成29年10月31日(火曜日) <必着>

※上記「送付先」に期限までに届いた申請書類のみ受付いたします。

6 参加費用

研修への参加費用は東京都が負担しているため無料です。ただし、会場への往復の交通費、昼食代、実地研修に係る費用(評価票作成に対する謝金は除く)等の諸費用は、各自でご負担願います。

7 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び認定特定行為業務従事者の認定並びに登録特定行為事業者の登録以外の目的に利用することはありません。

8 今年度の研修について

今年度の本研修は、今回の募集が最終です。

9 問い合わせについて

問い合わせは、財団ホームページに掲載されている質問票を用いて、下記の各番号へFAXでお願いいたします。

(1) 本研修について

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室 (たんの吸引担当)

(電話) 03-3344-8629 (FAX) 03-3344-8593

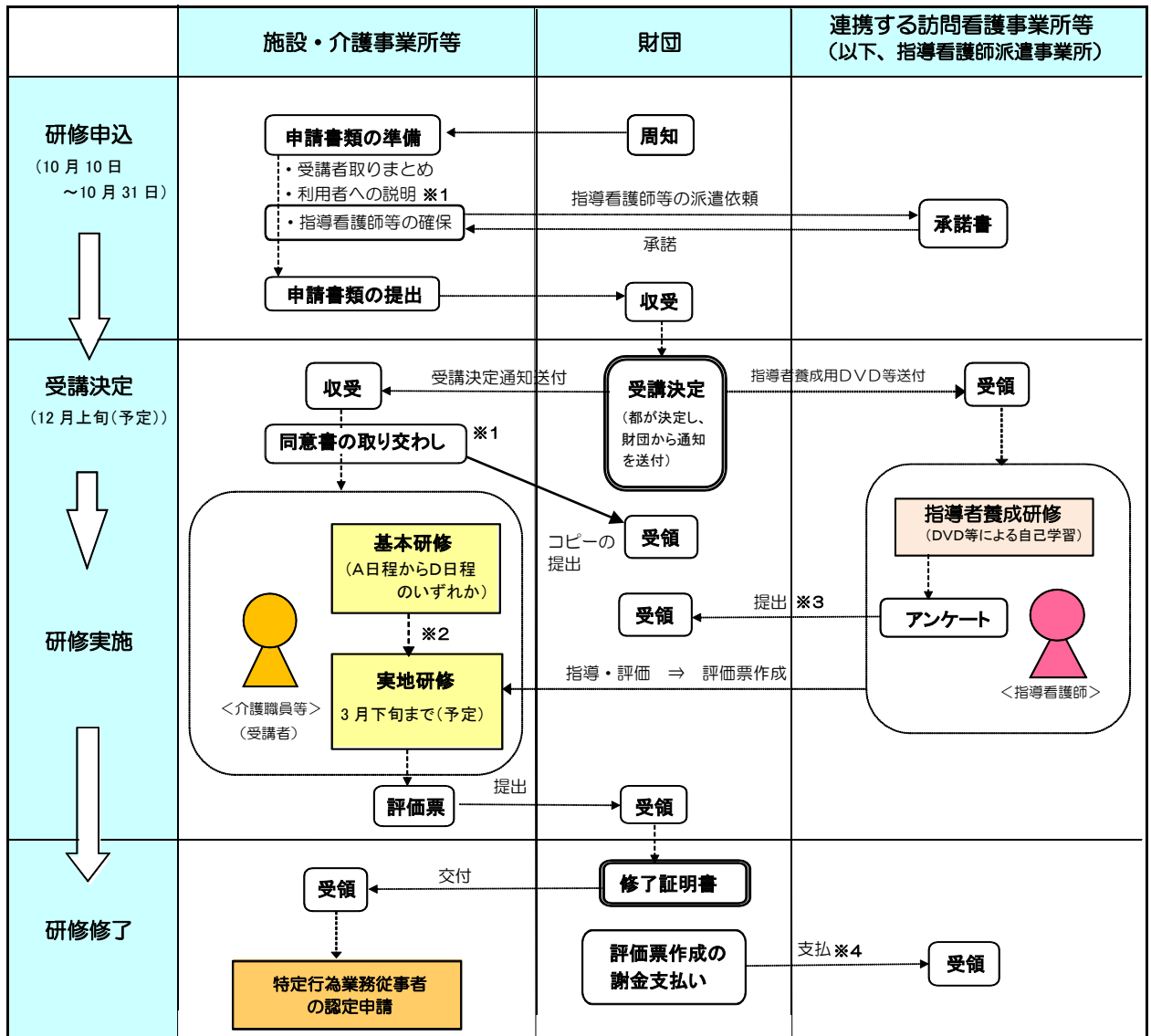
(2) たんの吸引等の制度全般について

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

(電話) 03-5320-4579 (FAX) 03-5388-1408

参考1

研修の申込から修了までの流れ



- ※1 受講決定者については、当研修への参加についてご利用者への説明を行っていただき、実地研修受講前にご利用者（又はそのご家族）と受講生との「同意書」を提出していただきます（9、10ページ参照）。
- ※2 評価（筆記試験）に合格すると、基本研修修了となります。基本研修の修了前に、実地研修を行うことは出来ません（11ページ参照）。
- ※3 指導者養成研修（自己学習）を受講し、「アンケート」を提出後から、実地研修の指導が可能となります（12ページ参照）。
- ※4 指導看護師への謝金は、1組（1人の介護職員と1人のご利用者の組合せ）につき9,300円を、財団から指導看護師派遣事業所へ支払います（14ページ参照）。

(1) 申込書類の用意

① 周知・申込・取りまとめ（下図①参照）

施設・介護事業所等は、所属している介護職員等に研修について周知し、受講申込者の取りまとめをしてください。

※介護職員等とは、ご利用者のかかりつけ医等の医師から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認を受けることのできる）介護職員等とします。

② ご利用者（またはそのご家族）への説明及び同意（下図②参照）

ご利用者及びそのご家族に、たんの吸引等の制度と研修（実地研修にご協力いただくこと等）を説明し、同意を得てください。

同意書の取り交わしは受講決定後に行っていただきます。なお、同意書はご利用者又はそのご家族が署名等を行います。

※ご利用者又はそのご家族が同意書に署名等が出来ない場合は、事前にご相談ください。

③ 指導看護師派遣事業所への協力依頼（下図③参照）

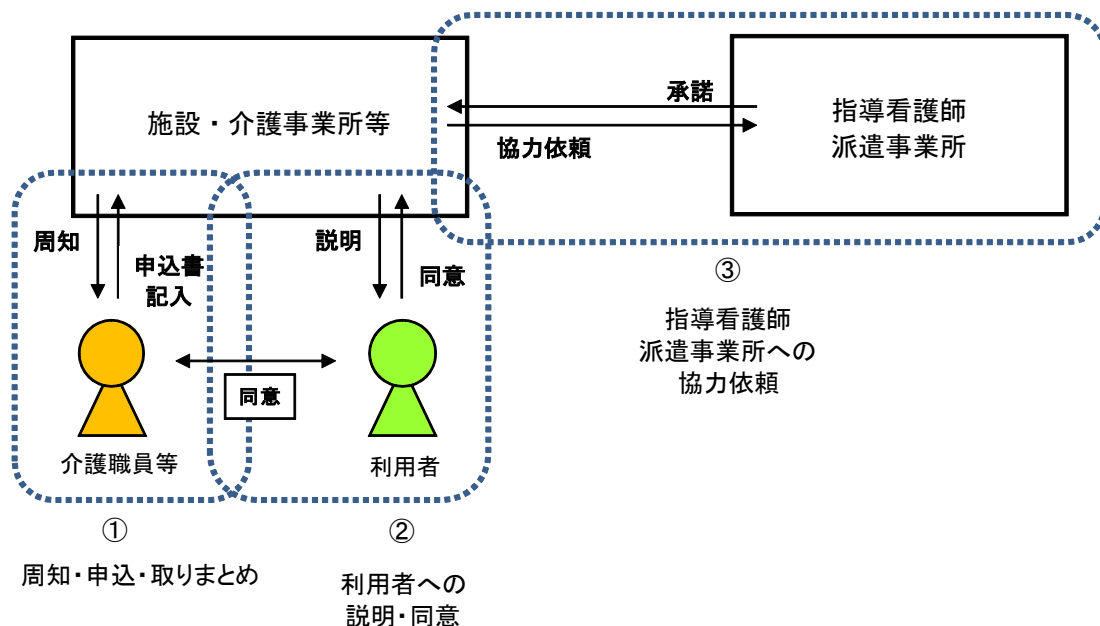
ア 実地研修では、指導看護師による指導及び評価が必要になります。

イ 介護職員等がご利用者にたんの吸引等を実施する際に、連携する訪問看護事業所等に財団ホームページに掲載している「指導看護師派遣事業所・指導看護師に実施して頂く業務について」をお渡し頂き、指導看護師の派遣依頼をしてください。

ウ 指導看護師の派遣について承諾が得られた場合、訪問看護事業所に「承諾書（様式2）」の記入を依頼し、事業所で取りまとめて、申込書と一緒に財団へ提出してください。

連携する訪問看護事業所から同意が得られない場合、主治医や自事業所等の看護師等による指導・評価も可能です。

なお、指導看護師は、原則として実際にご利用者にたんの吸引等を実施する際に連携する（予定も含む）訪問看護事業所等の看護師等にご依頼ください。



(2) 申込書類の提出から受講決定まで

① 申込書類提出・受講決定 (下図①参照)

ア 施設・介護事業所等は受講申込者の申込書類を取りまとめ、「受講推薦書兼受講申込書(様式1)」を財団へ提出してください。(6ページ参照)

イ 提出期限は、平成29年10月31日(火) <必着>です。

ウ 各受講者の受講日程等を記載した「受講決定通知」は、平成29年12月上旬(予定)に、財団より施設・介護事業所等宛に送付します。

※受講者の決定については、財団で申込書類を確認の上、財団から都に報告し、都が受講決定をします。受講申込者が多数の場合には、受講できないこともありますのでご了承ください。

エ 施設・介護事業所等は、財団から送付された「受講決定通知」を各受講者へ周知してください。

※基本研修の受講決定については、第1希望から第3希望を踏まえて決定します。

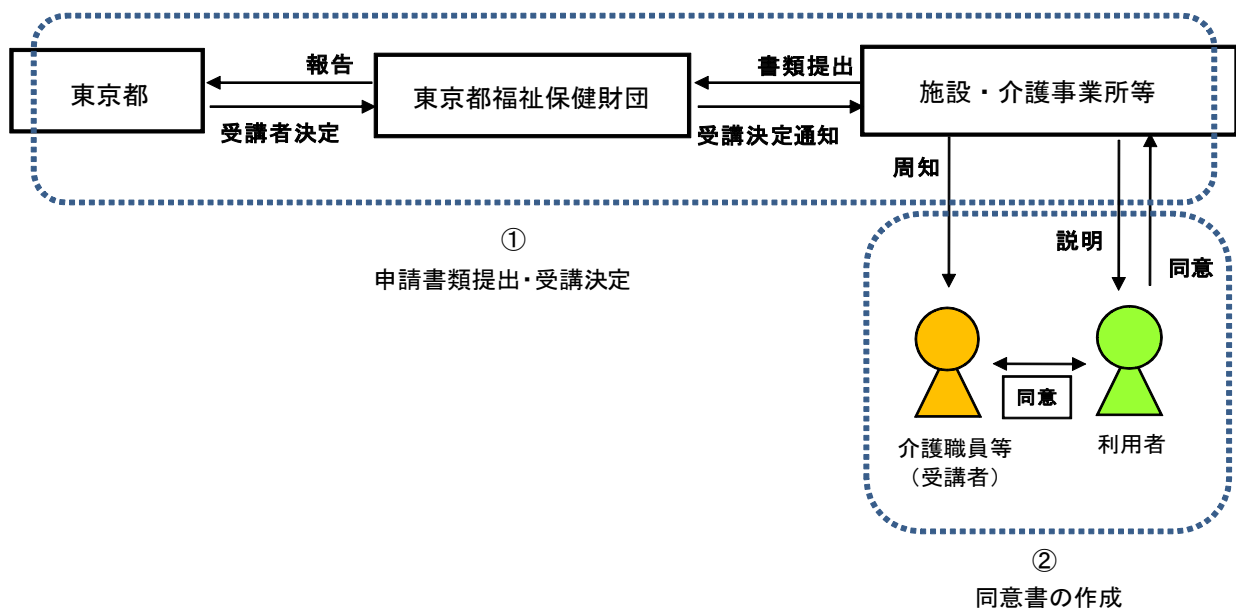
オ 受講決定後、受講者やご利用者の組合せ、実施予定行為等の変更・追加は出来ませんので、記載内容は十分確認の上、お申し込みください。

※全ての申込書類が提出の時点で揃っていない(様式2の承諾書のみが未着も含む。)等、書類に不備がある状態では受け付けできません。6ページの「5 受講申込」をご確認いただき、必要書類を揃えた上で申し込みを行ってください。

② 同意書の作成 (下図②参照)

ア 受講者については、ご利用者(またはそのご家族)から実地研修の実施について同意を得ていただくことが必要になります。「同意書」の様式は、受講決定通知と併せて財団から施設・介護事業所等へお送りします。

イ 受講者は、ご利用者(またはそのご家族)にたんの吸引等の実地研修の実施について説明し、ご利用者から「同意書」により同意を得て、当該「同意書」を施設・介護事業所等に提出してください。施設・介護事業所等は受講決定者分の「同意書」を取りまとめ、コピーを財団へ提出してください。



(3) 基本研修の受講

① 受講

受講決定通知をご確認いただき、決定された日程の基本研修を受講してください。

(受講決定された受講者が基本研修を無断欠席した場合、次回以降の当研修の受講に影響がある可能性がありますのでご注意ください。)

② 筆記試験

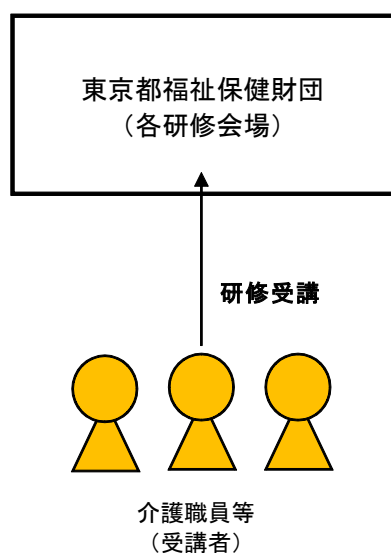
たんの吸引及び経管栄養の演習後に、筆記試験を受けます(各15分程度、択一式)。

※筆記試験において総正解率が9割以上で合格となり、実地研修へ進んでいただきます。

③ 実地研修の実施(13ページ参照)

筆記試験に合格した方のみ、実地研修を受講することができます。

※基本研修の受講者の実地研修は、筆記試験の合格連絡日の翌日からとなります。



(4) 指導者養成研修の受講から修了証書の交付まで

①指導者養成研修の受講（自己学習）（下図①参照）

ア 実地研修の指導看護師となるためには、「指導者養成研修」（自己学習形式）を受講していただく必要があります。

イ 本研修の受講者を決定した後、指導看護師の派遣を承諾した事業所（以下「指導看護師派遣事業所」という。）に、指導者養成研修の教材（テキストとDVD）を送付します（様式2にて希望した事業所のみ）。

ウ 教材の視聴等により、実地研修におけるたんの吸引等の指導方法を自己学習していただきます。

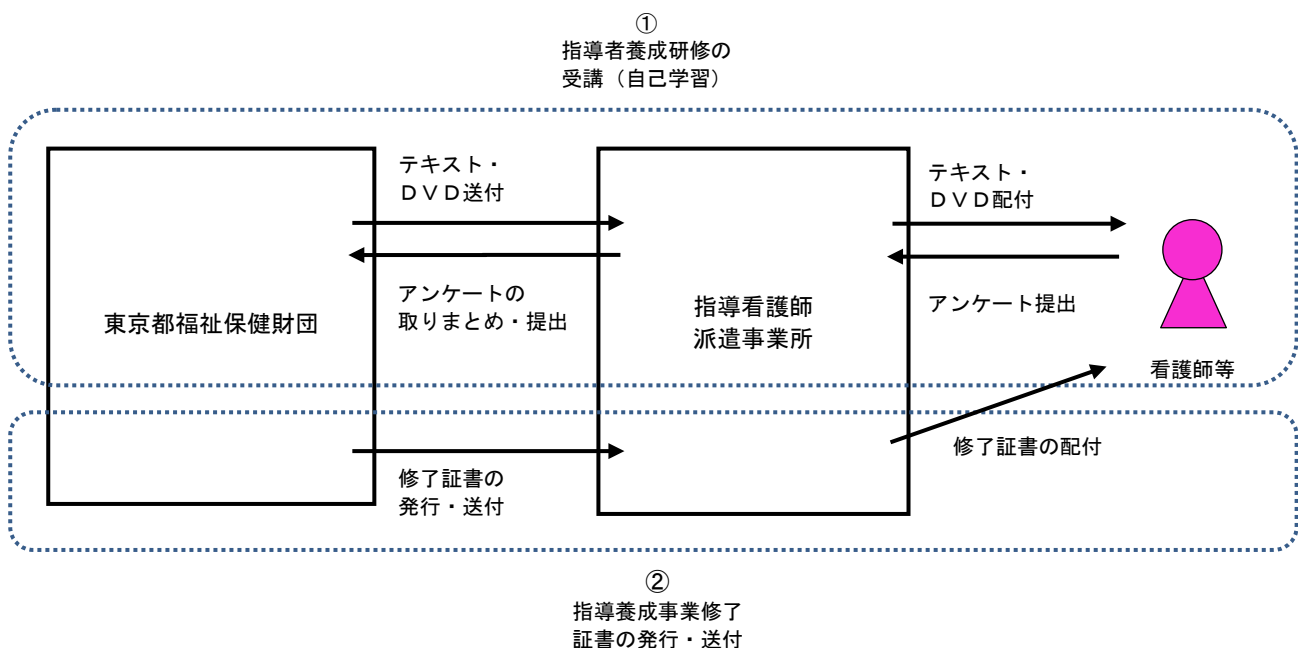
エ 自己学習後にアンケートを財団に提出した後、実地研修の指導・評価を行うことができます。なお、評価（評価票への署名）が出来る方は、医師、保健師、助産師、看護師（正看護師）のみです。

「指導養成事業修了証書」は、下記②のとおり後日財団から送付しますが、実地研修開始前に送付することができないため、指導看護師がアンケートを提出した後より実地研修を開始することが認められています。

※平成23年度財団特定の者対象研修または平成24年度以降に実施された特定の者対象研修（財団以外の登録研修機関が実施したものを含む）の際、指導者養成研修を受講しアンケートを提出した方、または公益財団法人日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方は、今回、新たに指導者養成研修を受講する必要はありません。

②「指導養成事業修了証書」の発行・送付（下図②参照）

指導看護師派遣事業所は、各看護師等が記入したアンケートを取りまとめ、財団に提出してください。アンケートを提出した指導看護師については、後日、財団が指導者養成研修の「指導養成事業修了証書」を発行し、各指導看護師派遣事業所に送付します。



(5) 実地研修の実施

① 実地研修の実施（下図①参照）

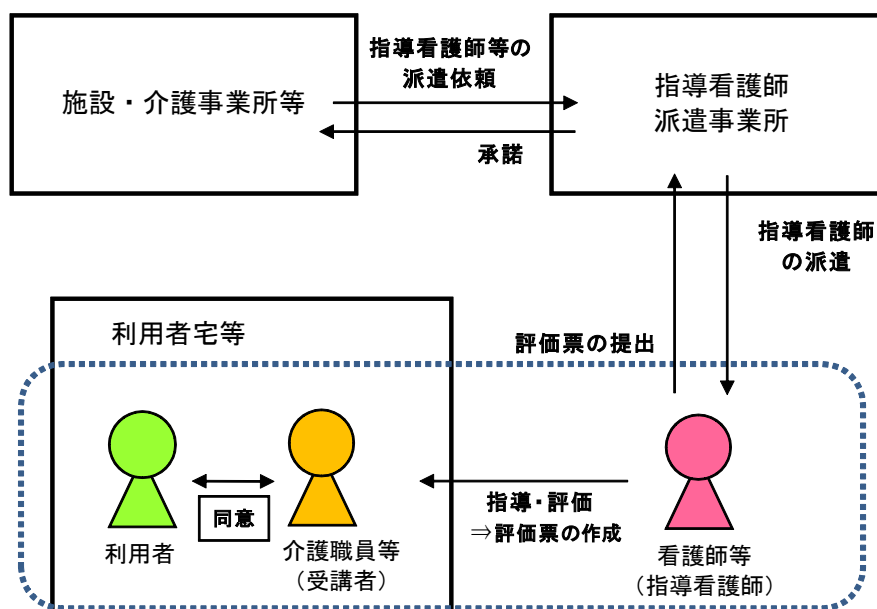
ア 受講者は、指導看護師の指導により、ご利用者に対してたんの吸引等を実施し、評価を受けてください。指導看護師は、ご利用者の状況に応じた、たんの吸引等の方法を受講者に指導してください。

イ 実地研修は、介護職員等が2回連続、全ての項目で「手順通り実施できる」と指導看護師が評価されるまで繰り返し実施します。

指導看護師は作成した評価票、指導看護師派遣事業所に提出してください。

※実地研修期間については受講決定の際にご案内いたします。申込募集開始時点では、3月下旬までを予定しています。

※特段の理由により期間内に実地研修を終えることができない場合は、実地研修期間の延長申請を行い、東京都の承認を得た場合のみ、実地研修期間を延長することが可能です。



①

実地研修の実施

(6) 実地研修終了から修了証明書の交付まで

① 評価票の取りまとめ・提出 (下図①参照)

- ア 指導看護師派遣事業所は、指導看護師が作成した受講者の評価票を取りまとめ、施設・介護事業所等へ提出してください。
- イ 施設・介護事業所等は各受講者の評価票を取りまとめ、財団へ提出してください。

② 修了証明書の交付 (下図②参照)

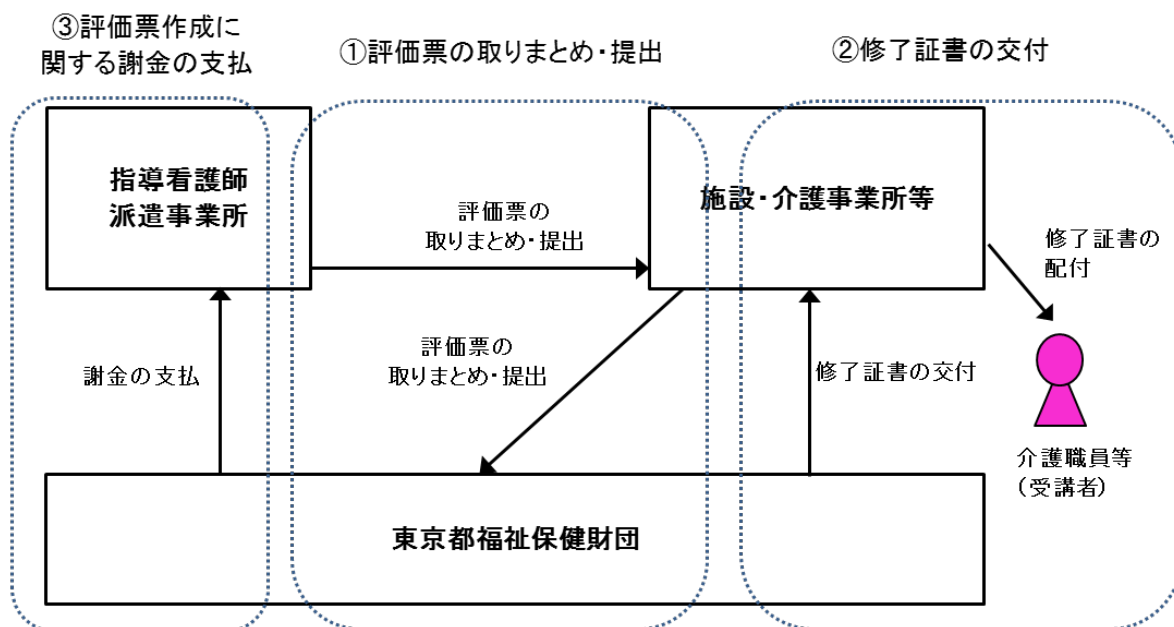
- ア 財団で評価票の内容を確認の上、各受講者に交付する修了証明書を発行し、施設・介護事業所等宛てに送付します。
- イ 施設・介護事業所等は各受講者へ修了証明書を配付してください。

③ 評価票作成に対する謝金の支払い (下図③参照)

財団は提出された評価票の内容を確認し、1人の受講者と1人のご利用者の組み合わせを1組として、1組につき9,300円を指導看護師派遣事業所へ謝金としてお支払いいたします。なお、謝金の対象となるのは、実地研修が修了し、修了証明書が交付された組のみです。

※施設系サービスにおいて、自施設に所属している看護師等が指導看護師として指導・評価を実施する場合は、謝金の対象外となります。

※お支払いは受講者へ修了証明書を交付した後に、指定された口座へ振り込みいたします。また、振込金額の内訳については、別途通知いたします。通知は再発行できませんので、大切に保管してください。

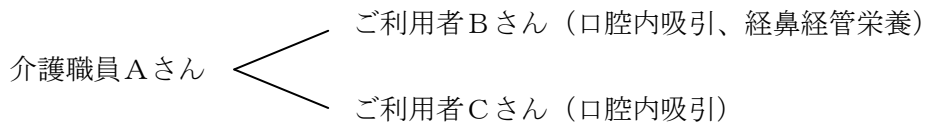


参考2

特定の者研修修了者で新たに実地研修の受講が必要となるケース

(研修申込前)

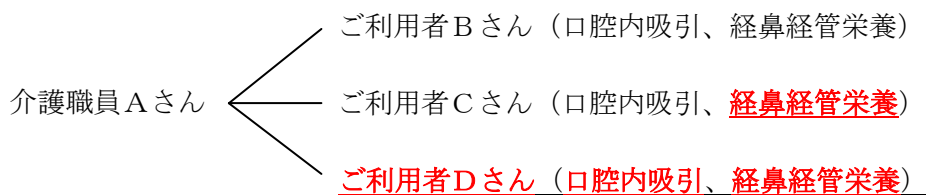
介護職員Aさんは平成28年度第1回特定の者対象研修に参加し、基本研修（概論、たんの吸引、経管栄養）を受講し試験合格後、ご利用者Bさんには口腔内吸引と経鼻経管栄養を、ご利用者Cさんに口腔内吸引の実地研修（2回連続の全項目「手順通り実施できる」）をそれぞれ行い、修了証明書の交付を受け、従事者認定等を受けている。



(研修申込時)

この度、ご利用者Cさんが新たに経管栄養が必要となった。

また、口腔内吸引と経鼻経管栄養が必要な新たな利用者Dさんが増えた。



上記の例の場合、介護職員Aさんは、以下の研修科目について受講（研修の申込み）が必要になります。（研修お申し込みの際は、平成28年度第1回の修了証明書の写しを添付してください。）

- ・利用者Bさん：すでに修了や認定を受けている行為であるため、**研修申込不要**。
- ・利用者Cさん：新たな特定行為（経鼻経管栄養）を追加するため、当該特定行為について **実地研修の受講が必要**。
- ・利用者Dさん：新たな利用者（Dさん）であるため、**Dさんの口腔内吸引及び経鼻経管栄養の実地研修の受講が必要**。

★同じ利用者であっても新たな特定行為を行う場合は、実地研修の受講が必要です。
★既に行っている特定行為であっても利用者が異なる場合は、その利用者に対し当該行為の実地研修の受講が必要です。

実地研修の受講は登録研修機関や当財団が開催する研修へお申し込みが必要です。